

神戸市中央卸売市場業務運営協議会に係る関係法令（抜粋）

○神戸市中央卸売市場業務条例

第6章 神戸市中央卸売市場業務運営協議会

(協議会)

第62条 次の各号に掲げる事項について調査審議させるため、市長の附属機関として神戸市中央卸売市場業務運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- (1) 市場の運営に関し必要な事項
- (2) 市場における売買取引に関し必要な事項
- 2 協議会は、30人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

○神戸市中央卸売市場業務運営協議会規則

平成12年5月1日

規則 第4号

神戸市中央卸売市場業務運営協議会規則（昭和47年3月規則第86号の4）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年4月条例第1号。以下「条例」という。）第62条第5項の規定に基づき、神戸市中央卸売市場業務運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会に関する事務を処理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が召集し、会長が、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第4条 協議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長及び副部会長は、会長が指名する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 協議会は、その定めるところにより、専門部会の決議をもって協議会の決議とすることができます。
- 6 第2条第3項及び前条の規定は、専門部会について準用する。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第5条 協議会又は前条の専門部会は、必要があると認めるときは、第三者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請することができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、経済観光局において処理する。

(施行細目の委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年4月22日規則第12号)

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第74号) 抄

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年5月29日規則第13号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。